明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○人事関係規則で定める手続における情報通信技術の利用に関する規則（最高裁三）　一
○裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関する規則（同四）　二
○裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則（同五）　二

〔告示〕
○棚田地域振興法第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を指定する件（総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境一）　三
○有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する件（文部科学二七）　三
○重要有形民俗文化財に有形の民俗文化財を追加して指定する件（同二八）　三
○無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件（同二九）　四
○有形の民俗文化財を登録有形民俗文化財に登録する件（同三〇）　四
○登録有形民俗文化財の登録を抹消した件（同三一）　四
○保安林の指定をする件（農林水産四九五～五〇一）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同五〇二～五〇七）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通二八七）　六
○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件（同二八八）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同二八九～二九二）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同二九三）　七
○汚染状況重点調査地域の指定を解除する件（環境二六）　九
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛四一～四七）　九
○海上における射撃訓練等を実施する件（同四八）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕
内閣　内閣府　厚生労働省　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一一

〔公告〕
官庁
諸事項
裁判所　一一
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一一
特殊法人等　一二
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一二
会社その他　一三

最高裁規則

○最高裁判所規則第三号

人事関係規則で定める手続における情報通信技術の利用に関する規則を次のように定める。

令和二年三月十六日

最高裁判所

人事関係規則で定める手続における情報通信技術の利用に関する規則

（趣旨）

第一条　人事関係規則（別表に掲げる最高裁判所規則（最高裁判所規程を含む。以下同じ。）又は最高裁判所規則において準用し、若しくはその例による人事院規則、政令若しくは命令をいう。以下同じ。）で定める申請、届出その他の手続を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合の特例については、この規則の定めるところによる。

（電子情報処理組織を使用する方法等による申請等又は処分通知等）

第二条　人事関係規則の規定に基づき最高裁判所若しくは下級裁判所若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって人事関係規則において独立に権限を行使することを認められたもの（以下「最高裁判所等」という。）に対して行われる申請、届出その他の通知（以下「申請等」という。）又は人事関係規則の規定に基づき最高裁判所等が行う処分の通知その他の通知（以下「処分通知等」という。）のうち当該人事関係規則の規定において書面により行うこととその他のその方法が規定されているものについては、当該人事関係規則の規定にかかわらず、最高裁判所の定めるところにより、最高裁判所等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者又は処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって最高裁判所が定めるもの（次項において「電子情報処理組織を使用する方法等」という。）により行うことができる。

2　電子情報処理組織を使用する方法等により行われた申請等又は処分通知等については、当該申請等又は処分通知等に関する人事関係規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該人事関係規則の規定を適用する。